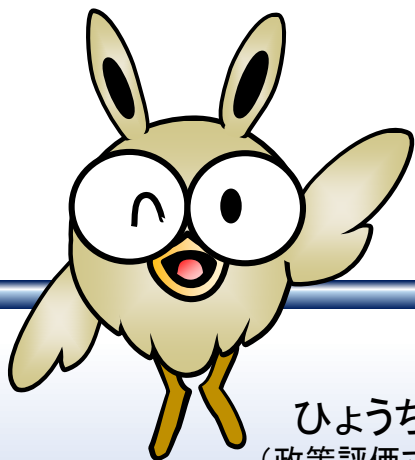


# 平成30年度 政策評価に関する統一研修

総務省  
行政評価局



ひょうちゃん  
(政策評価マスコット)

# 政策評価の本質的な要素

## 政策評価法

(正式名:行政機関が行う政策の評価に関する法律)

第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その**政策効果(中略)を把握**し、これを基礎として、**必要性、効率性又は有効性**の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、**自ら評価**するとともに、その評価の結果を当該**政策に適切に反映**させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた**合理的な手法**を用い、できる限り**定量的**に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて**学識経験を有する者の**知見の活用を図ること。

政策効果(アウトカム)の把握

政策の必要性・効率性・有効性

政策のマネジメント・サイクル(PDCA)の確立

【留意点】

合理的な手法(できる限り定量的な手法)  
学識経験者

本質はすべてここに凝縮♪



# 政策評価とEBPM

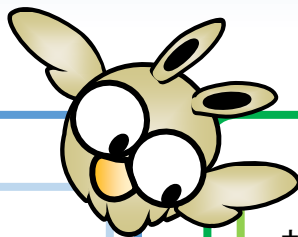
- ◎ 政策評価制度は、「評価」のためだけの仕組みではない。その本質は、政策のマネジメント・サイクルの確立。
- ◎ EBPM(エビデンスに基づく政策立案)は、政策立案に関する取組だが、その本質的な部分は政策評価と軌を一にするもの。
- ◎ 政策評価もEBPMも、重要なことは、いずれも政策の改善・見直しやよりよい政策立案のための営みであるということ。評価が自己目的化してはならない。



総務省行政評価局では、

- 「EBPMに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）」を取りまとめ、公表
- 各府省と実証的な共同研究を実施

# 政策評価に関する統一研修



## 中央研修

### 講義型

対象者: 本府省の職員等  
主催者(会場): 行政評価局(東京都)  
回数: 1回  
実施内容:  
政策評価制度を全政府的に定着、発展させていく観点から、講義型で多くの受講者に政策評価に関する共通の理解・認識の醸成・啓発をする。

### 演習型

対象者: 本府省の職員等  
主催者(会場): 行政評価局(東京都)  
回数: 2回  
実施内容:  
政策評価の実務を担当する職員の資質の向上を図るため、政策評価に関する基本的知識又は実務に係る内容を演習型で実施する。

## 地方研修

### e-ラーニング

対象者: 集合研修参加者に限らない  
実施内容:  
場所や時間の制約を受けずに、政策評価に関する基礎的な知識を、多くの受講者に対し、確実に習得させる。

### 集合研修

対象者: 各府省の地方支分部局等  
及び地方公共団体職員等  
主催者: 9管区(支)局所  
(会場) (9管区等所在地等10か所)  
回数: 10回  
実施内容:  
受講者に対し、より高度で専門的な知識を習得させ、その資質の向上につなげる。  
各管区(支)局所は、各管轄区域内に所在する各府省等の地方支分部局等及び地方公共団体における評価の取組状況等を勘案しつつ、主体的に実施する。

本日の研修は  
こちらです